

(仮称)社会福祉法人ともに生きる会の発注する
(仮称)さんご指扇新築工事の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年7月14日

(仮称)社会福祉法人ともに生きる会
設立代表者 杉浦真由美

1 入札参加資格

(1)入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

- ア 本公告において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下資格者名簿という。)に記載され、かつ、資格者名簿に記載されている事項が参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 本公告日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- ウ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定がされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に記載されている者に限る。
- エ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- オ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。
- カ 本公告日において、名簿記載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- キ 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の者。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - (1)親会社と子会社の関係にある場合
 - (2)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の者。ただし、(1)については、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - (1)一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (2)一方の会社の役員が、他の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、ともに生きる会の役員が、会社の役員を現に兼ねていないこと。
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、本公告日において、参加資格をすべて満たす者であること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加しようとする者は参加申請受付期間内に法人に電子メールで以下を送付しなければならない。

件名:「(仮称)さんご指扇新築工事」入札参加申請

本文:商号又は名称、住所、代表者名、担当者所属、担当者氏名、連絡先

- (2) 入札に参加しようとする者は資格確認書類受付期間内(「土日及び国民の祝日」を除く)に次に掲げる資格確認書類を法人に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式2)

イ 施工実績として規定する工事の契約書の写しおよび工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し

ウ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通書」(以下「経審結果」という。)の写し。

エ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部もしくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険および雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。)

オ 資本関係又は人的関係確認書

カ 入札参加停止措置に関する誓約書

(3) 代理人入札

代理人として入札する場合は、委任状を持参すること。

(4) 入札

入札は、法人より事前に送られた書式に所定の項目を記入の上、封筒に入れ糊付けし、入札箱に入れる。

(5) 入札辞退

(ア) 入札日前にあつては、入札辞退届を直接持参するか、郵送(入札日の前日までに必着)すること。

(イ) 入札中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出すること。

※入札辞退のみをもって、不利益な扱いをうけることはありません。

(6) その他

(ア) 郵便による入札は禁止する。

(イ) 入札時間に遅れた場合は、いかなる理由があつても、入札に参加することは出来ない。

3 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で、有効な入札のうち、入札書比較価格の制限の範囲内で、最低の価格を入札した者とする。
- (2) (1)において落札とすべき同額の入札が複数ある時は、直ちに当該入札をした入札参加者等にまず落札者を決定するくじをひく順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者等はくじを引くことを辞退することができない。
- (3) 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者等が入札場所にいないとき又はくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

4 設計図書の閲覧、貸出又は配布

(1) 設計図書は入札に参加しようとする者に電子メールにて送付する。

(2) 設計図書に関する質問方法及び回答方法は、資格確認結果通知時に電子メールで送付する。

(3) 設計図書は今回の入札以外の目的で使用してはならない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについて次頁で定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の額は、契約代金の100分の10以上の額とする。

契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるとおりとする。

(あ) 政府の保証のある債券

(い) 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律

(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)の発行する債券

(う) 銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手

(え) 銀行等が引受け、又は保証若しくは裏書をした手形

(お) 銀行等に対する定期預金債券

(か) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(3)法人は、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

ア 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 契約の相手方が過去2年の間に国(独立行政法人を含む。以下同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

エ 5(3)ア～ウに掲げるもののほか、入札に参加しようとする者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと法人が認めるとき

6 契約金の支払方法

前払金の額は契約金額の10分の1とする。この場合において10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

(1)本公告に係る入札参加資格の確認に用いる書類は、2(1)の受理を確認後、電子メールにて配布する。

(2)本公告に係る入札に用いる書類は資格確認結果通知時に電子メールにて配布する。

(3)再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日に行うものとする。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

(4)2(1)を満たし、かつ、令和3年7月16日(金)午後3時までに法人からの連絡が届かない場合は、メールサーバーの不具合等も考えられるため、当日午後5時までに電話で連絡をすること。

(5)本公告に定めのない事項はさいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、最低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱の規定を準用して判断する。

(6)落札者は、工事の全部若しくはその主たる部分の工事を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

(7)入札に参加しようとする者は、その使用人又は下請負人が虚偽記載、工事事故、粗雑工事、贈賄、独占禁止法に違反する行為、談合等をこれまでに行っていた場合は入札参加資格を失う。

(8)本工事に関して、さいたま市から指導があった場合はそれに従うこと。

入札方法	一般競争入札	
参加形態	単体企業	
工事名	(仮称)さんご指扇新築工事	
工事場所	さいたま市西区西遊馬字上サ1599-1、6、7	
履行期間	請負契約成立の時～令和4年3月15日	
履行概要	用途:福祉施設、構造:木造、階数:地上2階、延床面積:614.88㎡	
予定価格	資格確認結果通知と共にメールにて知らせる。	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和3年7月14日(水)午前9時～7月16日(金)午後3時	
資格確認書類受付期間	令和3年7月14日(水)午前9時～7月20日(火)午後3時	
資格確認結果通知期日	令和3年7月28日(水)	
開札の場所並びに日時	場所:埼玉県さいたま市南区根岸3-8-14 六辻ビル2階	
	日時:令和3年8月12日(木)午後2時	
参加資格	名簿掲載業種等	建築工事、 S級 830点以上
	所在地区分	さいたま市
	施工実績等	福祉施設
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	方法:電子メールにて送付 開始期日:令和3年7月16日(金)
	質問受付期間	令和3年7月29日(木)～8月2日(月)
	質問回答期日	令和3年8月5日(木)

保証金	入札保証金	免除	契約保証金	あり
支払方法	前払金	あり (代金の10%) 口座振込	部分払 なし	残金
				補助金実行から 2週間以内 口座振込
その他				
連絡先	(仮称)社会福祉法人 ともに生きる会 担当者 杉浦真由美 電話:048-837-4546 FAX:048-762-8031 Mail:hanapi_ramupi@yahoo.co.jp			